

# ILO 「協同組合の促進」 新勧告案に対する

日本労働者協同組合連合会の見解と提案 (2001年6月1日)

菅野正純 (日本労協連・理事長)

ここに掲載した「見解と提案」は6月5日からジュネーブで行われているILO第89回総会に向けてまとめたものである。菅野は労働者代表のオブザーバーとして日本労協連・協同総研を代表して、「協同組合の促進」に関するILO新勧告の討議に参加している。

グローバル化が引き起こす大量失業と人間の排除に対して、働く人びと・市民自身による就労創出と福祉再生のための組織として協同組合が位置づけられ、その社会的・公共的促進が勧告されることを、心から歓迎する。

その上で、報告(1)における鮮明な現状把握と問題の指摘を、新勧告案に十分反映させ、活かすことを切望し、以下の点を提案する。

1. 労働者協同組合と社会的協同組合(コミュニティ協同組合)の新しい・重要な意義を明示的に承認し、特別な促進策を勧告すべきである。

労働者協同組合は

- 1)大量失業と不安定労働の爆発的増大という、現在の最大の課題の一つに対する回答である
- 2)大量生産・大量消費・大量廃棄とパブ乐的な投機を基調とするこれまでの産業構造が限界を迎える中で、人間の生(ヒューマン・ライフ)とコミュニティを基調とする新たな産業構造をひらくもの

である

- 3)これまでの雇用・従属労働に対して、働く人々の自発的な参加と協同、人間発達、社会連帯による「協同労働」を生みだし、促進するものである
- 4)このような、労働の現在と未来に関わる重要な役割をもつものとして、(新生)労働者協同組合を積極的に位置付けるべきである。

社会的協同組合は

- 1)政府による福祉サービスの外部委託化という趨勢(しばしば、営利企業による福祉の市場化やサービスの切り下げを伴う)に対応して、ワーカー、利用者、市民の参加と協同によって、福祉の再構築を図るものである
- 2)また、さまざまなハンディキャップをもつ人びとや青年に対して、就労と自立生活のための支援を行うものである
- 3)とりわけ、コミュニティをベースに、ワーカー、利用者(およびその家族)(ボランティアを中心とする)市民が協力する「マルチステークホルダー協同組

合」であることによって、社会的協同組合は、福祉の新しい質をひらくものとなっている

4) 社会的協同組合を、福祉サービスの新たな供給主体として、公共政策の担い手として、明示的に位置付けるべきである。

## 2. 定義に関して

協同組合の定義に関しては、ICAの「協同組合アイデンティティ声明」の定義を採用し、自発的に参加した組合員による協同組合事業体の「便益とリスクの分かち合い」を付言すべきである。

## 3. 法制に関して

1) 協同組合部門ごとの個別法だけでは、協同組合運動と社会の新たなニーズに応えられない。--- 日本では労働者協同組合に関する法律が存在せず、労働者協同組合の設立が著しく阻害されている。また新たに生まれた『高齢者協同組合』（生活・仕事・福祉を総合的に担う協同組合）にも、適切な法律が存在しない---

統一協同組合法を制定して、多様な協同組合を自由に設立できるようにすべきである。

2) その上で、労働者協同組合についての独自の法律を制定し、雇用労働とは異なる「協同労働」を法的に裏付けるべきである。

3) 協同組合に対する政府の施策を純粋に法的なものとし、迅速かつ簡易な設立を保障すべきである、という新勧告案に賛成する。

## 4. 税制に関して

1) 労働者協同組合および社会的協同組合に

おいては、組合員個人に分配しない「不分割積立金」を積み立て、将来の組合員を含めた就労創出のための連帯基金としている。不分割積立金の公共的な役割に照らして、税制上の優遇、インセンティブが与えられるべきである。

2) 社会的協同組合に対しては、税制上(および公共契約上)特別の優遇策が提供されるべきである。それは、この協同組合が、活動と構成員にボランティアを内包しながら、社会サービスの供給やハンディキャップ者の就労支援という高い公共性を有するからである。

## 5. いくつかの施策に関して

1) 青年の自立・就労支援や、公教育・職業訓練において、営利企業だけでなく協同組合を進路選択の一つとして積極的に位置づけるべきである。今日の就労をめぐる困難の一つの原因は、人間相互の「関係能力」の衰退と職能の解体にある。協同組合は、人と人との協同を再生しながら、コミュニティに役立つ仕事を開発し、「尊厳ある仕事(ディーセントワーク)」をつくりだす力を持っている。

2) 企業のリストラに際して、労働者が労働者協同組合を設立し事業体を新たに創出するか、自主再建ないし継承する権利が認められるべきである。とくに日本では、労働者が何の保障もなく企業から一方的に排出される事態が急増している。労働者による自主的な就労創出に対して、政府と当該企業の責任を明確にし、労働団体と協同組合組織が協力して、資金確保やフィジビリティ・スタディ、再訓練の機会、事業計画立案と起業などを支援すべきである。